

技術者の適正な賃金水準の確保について（要請）

建設産業における技術者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

この度、国が毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて令和8年3月から適用している「設計業務委託等技術者単価」の改定に合わせ、道としても同様に適用することとしたところです。

つきましては、引き続き、適正な賃金水準を確保し、技術者の更なる処遇改善を図るようお願いいたします。

記

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の基本理念にのっとり、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での契約締結や、技術者への適正な賃金の支払いを要請するなど、現場を支える技術者の隅々まで適切な賃金が支払われるよう、最大限努めてください。

令和8年(2026年)3月6日

北海道建設部長 関 俊一